

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

|             | 病 名                                       | 出 席 停 止 期 間 の 基 準                                                | 登校再開時に<br>必要な書類                |
|-------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 第<br>1<br>種 | エボラ出血熱、ラッサ熱、<br>特定鳥インフルエンザ、<br>ジフテリア、ポリオ他 | 治癒するまで                                                           | 登校許可証明書<br>(医師による証明)           |
| 第<br>2<br>種 | 百日咳                                       | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗<br>菌薬治療法が終了するまで                           | 罹患報告書<br>(保護者による報告)            |
|             | 麻疹(はしか)                                   | 発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで                                          |                                |
|             | 風しん(三日はしか)                                | 発しんが消失するまで                                                       |                                |
|             | 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)                       | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5<br>日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで                   |                                |
|             | 水痘(水ぼうそう)                                 | 全ての発しんがかさぶたになるまで                                                 |                                |
|             | 咽頭結膜熱(プール熱)                               | 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した<br>後2日を経過するまで                             | インフルエンザ<br>経過報告書<br>(保護者による報告) |
|             | インフルエンザ(特定鳥イン<br>フルエンザを除く)                | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経<br>過するまで                                 |                                |
|             | 新型コロナウイルス感染症                              | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1<br>日を経過するまで                              |                                |
|             | 髄膜炎菌性髄膜炎                                  | 症状により学校医その他の医師において感染の恐れ<br>がないと認められるまで                           |                                |
|             | 結核                                        | 症状により学校医その他の医師において感染の恐れ<br>がないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬<br>は出席停止に該当しない) |                                |
| 第<br>3<br>種 | 腸管出血性大腸菌感染症                               | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れ<br>がないと認められるまで                           | 登校許可証明書<br>(医師による証明)           |
|             | 流行性角結膜炎                                   |                                                                  |                                |
|             | 急性出血性結膜炎                                  |                                                                  |                                |
|             | コレラ                                       |                                                                  |                                |
|             | 腸チフス                                      |                                                                  |                                |
|             | 細菌性赤痢                                     |                                                                  |                                |
|             | パラチフス                                     |                                                                  |                                |
|             | その他の感染症(※)(感染性胃腸<br>炎、マイコプラズマ等)           | 発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良く<br>なるまで                                 | 罹患報告書<br>(保護者による報告)            |

※)その他の感染症

・感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性  
紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染  
性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジミズ、疥癬、皮膚真菌症(①カンジダ感染症②白癬、特にトングランス感染症)

・必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を取ることができる疾患です。

各地域、学校の発生・流行の状況等を考慮の上で判断されるため、出席停止となる場合とならない場合があります。

主治医の指示がある期間は自宅安静・療養し、本人の全身状態が良くなってから登校させてください。